

「危険物輸送に係る教育訓練について」の一部改正に関する意見募集の結果について

令和2年12月11日

＜問い合わせ先＞
航空局安全部運航安全課
（内線50124）
TEL: 03-5253-8111（代表）

国土交通省では、国際民間航空機関における危険物航空安全輸送に関する技術指針の改正を反映するため等所要の改正を内容とした「危険物輸送に係る教育訓練について」の一部改正に関する意見募集を実施し、広く国民の皆様からご意見の募集を行いました。その結果、募集期間において、当該改正案に対して3件のご意見が寄せられました。

それらの御意見に対する当省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、御報告します。

今回御意見をお寄せいただきました皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**「危険物輸送に係る教育訓練について」の一部改正に対するご意見(概要)と
国土交通省の考え方**

ご意見概要	国土交通省の考え方
具体的にはどのような訓練を義務付けているのでしょうか？	教育訓練の項目として、一般習熟訓練、職務特化訓練及び安全訓練を義務づけています。
本改正に賛成である。 概要からは、適切な改正であるように思われた。	ご意見ありがとうございます。
対象者の区分1における「荷送人」と「荷送人の代行業務を行う者」のうち、危険物輸送の業務を代行業務として委託する委託元の荷送人においては、本通達の対象でないことを確認したい。 代行業務を行うものは荷送人の代行として必要な教育訓練を実施することにより、代行を委託された危険物貨物の安全輸送に関する法令を遵守し教育訓練義務を担うと考えてよいか。	本通達は、航空運送事業者及び航空機使用事業者を対象としており、一般的な物流における「荷送人」及び「荷送人の代行業務を行う者」を対象としたものではありません。